

第 69 回全国お茶まつり静岡大会実行委員会設置規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、第 69 回全国お茶まつり静岡大会（以下「全国お茶まつり」という）の円滑な推進を図るために、実行委員会（以下「委員会」という）について必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第 2 条 委員会は、静岡県、静岡市、（公社）日本茶業中央会、全国茶生産団体連合会、全国茶商工業協同組合連合会、（公社）静岡県茶業会議所、静岡県経済農業協同組合連合会、静岡県茶商工業協同組合、（公社）静岡県手揉保存会、茶学術研究会、静岡県茶道連盟、（公社）静岡県観光協会、NPO 法人日本茶インストラクター協会の代表者等をもって構成する。

(事業)

第 3 条 委員会は、全国お茶まつり（関連事業を含む）に関する事業の立案及び運営を行う。

(役員)

第 4 条 委員会には、大会長、委員長、副委員長、委員及び監事を置く。

- 2 大会長は、静岡県知事をもって充てる。
- 3 委員長は、（公社）静岡県茶業会議所会頭をもって充てる。
- 4 副委員長、委員及び監事は、別表 1 に定める職にある者をもって充てる。

(職務)

第 5 条 委員長は、会務を統括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代行する。
- 3 監事は、実行委員会の会計を監査する。

(会議)

第 6 条 会議は、委員長が招集し、委員長が議長を務め次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 運営組織の設立に関すること。
- (2) 全国お茶まつりの事業に関すること。
- (3) 全国お茶まつりの収支予算及び決算に関すること。
- (4) その他全国お茶まつりの開催に関する重要な事項に関すること。

(幹事会)

第 7 条 委員会の円滑な運営推進を図るため、幹事会を設置する。

2 幹事会の設置及び運営については、別に定める。

(作業部会)

第8条 委員会は必要に応じて作業部会を設置することができる。

(経費)

第9条 全国お茶まつりの経費は、主催者の負担金、協賛団体の協賛金及びその他の収入をもって充てる。

(事務局)

第10条 委員会の事務局を（公社）静岡県茶業会議所内に置く。

(その他)

第11条 その他必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年10月24日から施行する。

第69回全国お茶まつり静岡大会実行委員会委員

役職名	氏名	所属・職名	備考
大会長	川勝 平太	静岡県知事	
委員長	榛村 純一	(公社) 日本茶業中央会会長 (公社) 静岡県茶業会議所会頭	主催者
副委員長	田辺 信宏	静岡市長	
〃	吉田 利一	全国茶生産団体連合会会長	
〃	齋藤 松太郎	全国茶商工業協同組合連合会理事長	
〃	篠原 清志	静岡県経済産業部長	
委員	柳澤 興一郎	(公社) 日本茶業中央会 専務理事	
〃	紅林 茂	静岡県経済農業協同組合連合会 経営管理委員会会長	
〃	成岡 揚蔵	静岡県茶商工業協同組合理事長	
〃	住田 恵朗	(公社) 静岡県手揉保存会会長	
〃	横越 英彦	茶学術研究会会長	
〃	大谷 宗玄	静岡県茶道連盟会長	
〃	太田 忠四郎	(公社) 静岡県観光協会 専務理事	
〃	奥村 静二	NPO 法人日本茶インストラクター協会 専務理事	
監事	岡 あつし	静岡県経済産業部農林業局茶業農産 課長	
〃	高瀬 英夫	静岡県茶商工業協同組合 専務理事	